

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進

平成30年度予算 573百万円

政府は省エネルギー、温室効果ガス(CO₂)排出削減等政府方針実現のため、次世代自動車の普及を促進

未来投資戦略2017 (平成29年6月9日閣議決定)

運輸部門における省エネの推進 → 2030年に新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを旨とする。

地球温暖化対策計画 (平成28年5月13日閣議決定)

運輸部門におけるエネルギー起源CO₂削減 → 2030年度に2013年度比約28%減。

交通政策基本計画 (平成27年2月13日閣議決定)

持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり → さらなる低炭素化、省エネ化等の環境対策を進める

地域の計画と連携して、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い替えの促進を図る事業を対象として支援を実施。車両価格低減及び普及率向上の実現により、段階的に補助額を低減。

地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車普及促進事業

概要	【第Ⅰ段階】	【第Ⅱ段階】	【第Ⅲ段階】
概要	市場に導入された初期段階で、価格高騰期にあり、積極的な支援が必要	車種ラインナップが充実し競争が生まれ、通常車両との価格差が低減	通常車両との価格差がさらに低減し、本格的普及の初期段階に到達(支援の最終段階)
補助上限	車両・充電設備等価格の1/2~1/3	車両・充電設備等価格の1/4~1/5	通常車両との差額の1/3
対象車両	 <p>燃料電池タクシー、電気バス、プラグインハイブリッドバス、超小型モビリティ</p>	 <p>電気タクシー、電気トラック(バン)、プラグインハイブリッドタクシー</p>	 <p>ハイブリッドバス、CNGバス、ハイブリッドトラック、CNGトラック</p>

地域の計画と連携した取組みを支援するとともに、段階的に次世代自動車の本格的普及を実現

平成30年度低公害車普及促進対策費補助金申請スキーム・日程

●事業Ⅰ（電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ、充電設備等の導入）

○手続きの流れ

(1) 事業計画書の提出《運用方針第1号様式》

補助金の申請には『補助事業の認定』を受ける必要があります。

申請期間：平成30年4月2日（月）～4月20日（金）

(2) 交付申請書の提出《交付要綱第1号様式》

補助事業の認定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口
に提出して下さい。

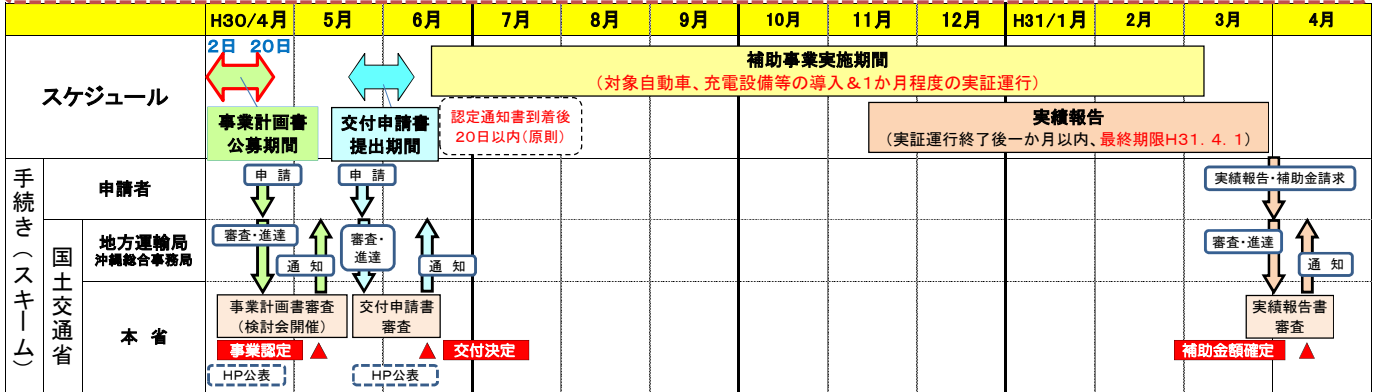
申請期限：認定通知書到着後20日以内（原則）

(3) 実績報告書の提出《交付要綱第11号様式》、

詳細実績報告書《運用方針第3号様式》の提出

補助金の交付決定通知を受け、補助事業が終了（補助対象自動車の導入
後約1か月の実証運行を実施した）後、以下の期限までに実績報告書を窓
口に提出して下さい。

提出期限：事業終了日から30日以内
又は平成31年4月1日のいずれか早い日まで



●事業Ⅱ（電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック、充電設備の導入）

●事業Ⅲ（ハイブリッドバス、CNGバス、ハイブリッドトラック、CNGトラックの導入）

①登録後申請（実績申請）の場合 《対象：補助対象自動車を平成30年4月1日から12月31日までに導入の上登録される方》

○手続きの流れ

(1) 補助金交付枠申請書の提出《運用方針第4-1～6号様式》

補助金の申請をするには、補助対象自動車導入の前後にかかわらず、
『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。

申請期間：9/3（月）～9/28（金）

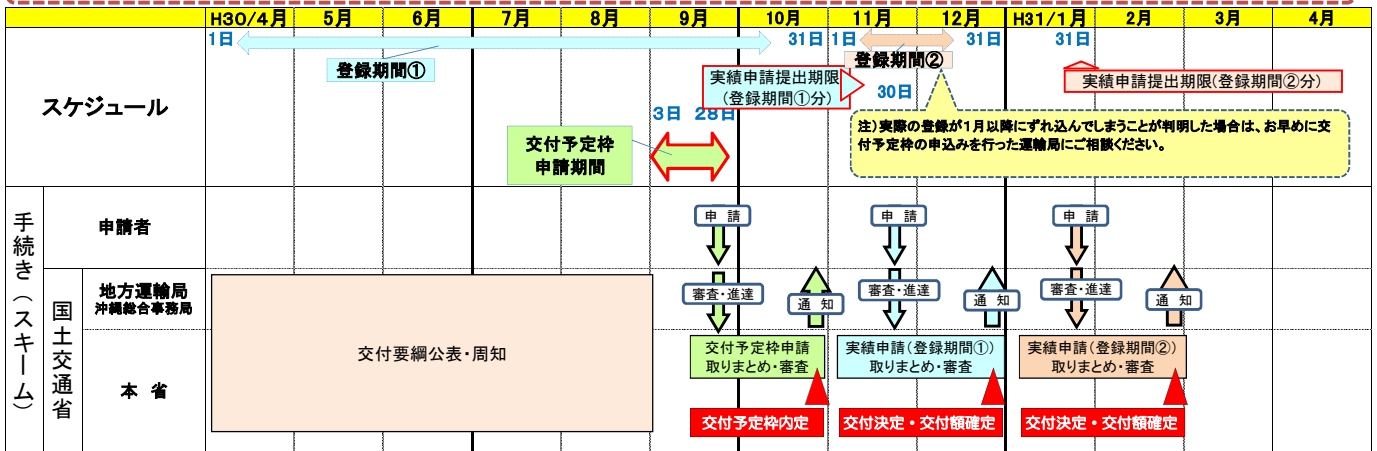
(2) 実績申請書の提出《交付要綱第2号様式》

補助金交付予定枠の内定を受けた後は、補助対象自動車の登録時期①及び②に応じて、右記の期限まで
に実績申請書（交付申請兼実績報告書）を窓口提出して下さい。

＜登録時期＞

①4/1～10/31 11/30まで

②11/1～12/31 登録日から30日以内



②登録前申請（通常申請）の場合 《対象：補助対象自動車を平成31年1月1日から3月31日までに導入の上登録される方》

○手続きの流れ

(1) 補助金交付枠申請書の提出

《運用方針第4-1～6号様式》

補助金の申請をされる方は、『補助金交付予定枠の内定』を受ける必要があります。

申請期間：9/3（月）～9/28（金）

(2) 交付申請書の提出《交付要綱第1号様式》

補助金交付予定枠の内定を受けた後は、以下の期限までに交付申請書を窓口
に提出して下さい。

提出期間：11/1（木）～11/30（金）

(3) 実績報告書の提出《交付要綱第11号様式》

補助金の交付決定通知を受け、補助事業（補助対象自動車の導入・登録）が終了した後は、以下の期限までに実績報告書を窓
口に提出して下さい。

提出期限：登録日から30日以内又は
平成31年4月1日のいずれか早い日まで

